

釜石市

新型インフルエンザ等対策行動計画

【改定案】

令和8年 月改定

岩手県釜石市

目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	5
(1) 有事のシナリオの考え方	5
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	5
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	6
(1) 平時の備えの整理や拡充	7
(2) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え	7
(3) 基本的人権の尊重	8
(4) 危機管理としての特措法の性格	8
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	8
(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	8
(7) 感染症危機下の災害対応	8
(8) 記録の作成や保存	9
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	9
(1) 国の役割	9
(2) 県の役割	10
(3) 市の役割	10
(4) 医療機関の役割	10
(5) 指定（地方）公共機関の役割	10
(6) 登録事業者※の役割	11
(7) 一般の事業者の役割	11
(8) 市民の役割	11
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点	12
第1節 市行動計画における対策項目	12
(1) 市行動計画の主な対策項目	12
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	12
(1) 人材育成	12
(2) 国と地方公共団体との連携	13
(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	13
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	14
(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運の醸成、維持	14

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	14
(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し	14
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	15
第1章 実施体制	15
第1節 準備期	15
第2節 初動期	16
第3節 対応期	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期～対応期	20
第3章 まん延防止	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	22
第3節 対応期	22
第4章 ワクチン・予防接種	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	29
第3節 対応期	31
第5章 保健	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期～対応期	35
第6章 物資	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期～対応期	37
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	40
第3節 対応期	41
釜石市新型インフルエンザ等対策本部条例	44
各部課の役割	45
用語集	47

1 本文中の上付き数字（¹、²等）は、関係法令等を示すものであり、各ページ下部に記載している。

2 本文中の「※」印は、用語解説を示すものであり、巻末に掲載している。

はじめに

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）※（以下、「新型コロナ」 という。）の感染者が確認された。同年7月には本県で、また、同年11月には本市でも初の感染者が確認された。

以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機※において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、医療関係者、事業者等、国、岩手県（以下、「県」という。）、市を挙げての取組が進められてきた。

市では、令和2年3月4日「第1回釜石市新型インフルエンザ等対策本部（後に釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部に改称）会議」を開催し、以降、新型コロナの発生状況についての情報共有や感染対策等の体制整備に努めた。

また、令和3年2月1日には保健福祉部健康推進課内に新型コロナワクチン接種推進室を設置し、全市民を対象としたワクチン接種による感染拡大の防止と重症化予防に努めた。令和3年2月17日から令和6年3月31日までの特例臨時接種※の期間において、市内の医療機関による個別接種のほかイオンタウン釜石3階での集団接種等により約13万7700回のワクチン接種を実施した。

令和6年7月、国は新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を改定した。

また、県においても、令和7年3月に「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」の見直しを行った。

これらの政府行動計画及び県行動計画が改定されたことから、本市においても県行動計画との整合を図るため「釜石市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」の見直しを行うものである。これにより、市は市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事※には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の策定経過】

時期	内容
平成25年4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法※施行
平成25年6月	政府行動計画策定
平成25年12月	県行動計画策定
平成26年3月	市行動計画策定
令和6年7月	政府行動計画の改定
令和7年3月	県行動計画の改定

【本計画の対象感染症】

●**新型インフルエンザ等**
(特措法第2条第1号)

●**新型インフルエンザ等感染症**
(感染症法第6条第7項)

●**新型インフルエンザ**
(感染症法第6条第7項第1号)

●**再興型インフルエンザ**
(感染症法第6条第7項第2号)

●**新型コロナウイルス感染症**
(感染症法第6条第7項第3号)

●**再興型新型コロナウイルス感染症**
(感染症法第6条第7項第4号)

●**指定感染症**
(感染症法第6条第8項)

当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

●**新感染症**
(感染症法第6条第9項)

全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定

特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）

感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内及び市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康のほか、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者[※]の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。¹

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保護するとともに流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大を可能な限り抑制することを基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に行う。
- 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画では、政府行動計画及び県行動計画の考え方を受け、次のとおり、新型インフルエンザ等の発生前（準備期）から流行状況が終息するまでの時期（初動期、対応期）に応じて取り組んでいく。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性※等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

時期		考え方
準備期	発生前の段階	・国及び県と連携したワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発や事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内及び市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策することが必要である。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	・感染リスクのある者の不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については見直しを行う。
	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	・国、県、市及び事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

時期		考え方
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、必要に応じて対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、次の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の「(1) 有事のシナリオの考え方」も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、必要に応じた対策の切替えに資するよう次のように区分し、有事のシナリオを想定する。

時期		有事のシナリオ
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を認知して以降、政府対策本部による基本的対処方針※が定められるまでの間、国が示す感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を考慮し、事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。 ・県対策本部設置後、速やかに市対策本部を設置する。

時期		有事のシナリオ
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。 ・この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン※等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、必要に応じて対策を切り替える。 ・ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴って特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定（地方）公共機関※等は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務継続計画（BCP）※に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の(ア)から(エ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立すること等を可能とする。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。

(ウ) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション※等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について、県、釜石保健所、釜石医師会等と連携し、平時からの取組を進める。

(エ) 情報の有効活用、国及び県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国及び県と連携し、国が整備するシステム等を活用したDXの推進と医療関連情報の有効活用のほか、研修会への参加や訓練を通じた人材育成、連携の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

対策に当たっては、次の(ア)から(ウ)までの取組により、対策の切替えを円滑に行う。

(ア) 状況の変化を踏まえた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況、検査体制、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等も含めたリスク評価等、状況の変化に合わせて、必要に応じて対策を切り替えることを基本として対応する。

(イ) 対策項目ごとの時期区分

適時適切な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(ウ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした

取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者（以下、「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする²。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の偏見・差別を防止する。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症※や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置※や緊急事態措置※を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市は特に必要と認められるときは、県対策本部が行う新型インフルエンザ等対策に関する総合調整に関し、意見を申し出ることができる³。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所

² 特措法第5条

³ 特措法第24条

施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握し、情報共有を図るとともに、県及び市は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁴。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁵とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める⁶。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で国基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に

⁴ 特措法第3条第1項

⁵ 特措法第3条第2項

⁶ 特措法第3条第3項

関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国基本的対処方針等に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速な新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する⁷。

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国基本的対処方針等に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定[※]を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定[※]を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具[※]をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び県連携協議会を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

⁷ 特措法第3条第4項

⁸ 特措法第3条第5項

(6) 登録事業者※の役割

特措法第28条に規定する特定接種※の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める⁹。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹¹。

⁹ 特措法第4条第3項

¹⁰ 特措法第4条第1項及び第2項

¹¹ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、次の7項目に関し具体的な対策を定める。

また、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン・予防接種
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練の取組、日頃からの関係部局との連携や連動等が求められる。

その他、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。

(2) 国と地方公共団体との連携

国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行い、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等を実施する。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが重要である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県及び市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、近隣市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国及び県との連携体制やネットワークの構築に努める。また、国及び県が行う新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案及び実施に当たって、市は対策の現場を担う立場から、必要に応じて意見を述べるのが重要である。また、国や県が実施する訓練等への参加を通し、連携体制を確認及び改善していくことも重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDX（Digital Transformation）は、ICT※やAIなどデジタル技術の進展とともに新型インフルエンザ等の発生状況等の迅速な把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるなど、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

国は、DX推進のための取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めており、市は、こうした国の取組と連携しながら、今後の感染症危機に備える。

また、こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運の醸成、維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の醸成、維持を図る。

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

市は、県と連携し、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、政府行動計画や新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行うこととしている。

また、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおね6年ごとに政府行動計画が改定されることから、県行動計画の改定を受けて、市においても所要の措置を講ずるものとする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹²

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、県全体で取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、県の研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、県の会議の参加等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を策定し、または改定する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する釜石医師会や釜石保健所、その他の学識経験者の意見を聴く¹³。(保健福祉部、関係部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、または変更する。(保健福祉部、関係部局)
- ③ 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(保健福祉部、関係部局)
- ④ 市は、訓練や研修への参加を通して、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等の養成等を行う。(保健福祉部、総務企画部)

1-2. 関係機関との連携の強化

国、県、市及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。また、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(保健福祉部、関係部局)

¹² 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

¹³ 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護し、緊急かつ総合的な対応を行う必要があるため、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に進める実施体制を整える。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、市新型インフルエンザ等対策連絡会議等（図1参照）を通して、情報収集や協議を行い、市対策本部設置に向けた準備等を進める。（保健福祉部、危機管理監）
- ② 国が政府対策本部を設置した場合¹⁴や県が県対策本部を設置した場合は、市は、速やかに市対策本部（図1参照）を設置する。市対策本部は情報の集約、共有を図り、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（保健福祉部、総務企画部、関係部局）
- ③ 市は、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（保健福祉部、総務企画部、関係部局）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁵を有効に活用することを検討するとともに、所要の準備を行う。（保健福祉部、総務企画部、関係部局）

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機や市民生活の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、必要に応じて対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

¹⁴ 特措法第15条

¹⁵ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに次の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 市は、国や県等から収集した情報とリスク評価を踏まえて、初動期に引き続き、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施できるよう、全庁的な対応を進める。(保健福祉部、総務企画部、関係部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(保健福祉部、総務企画部、関係部局)

3-1-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策※の事務の代行¹⁶を要請する。(保健福祉部、総務企画部)
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める¹⁷。(保健福祉部、総務企画部)

3-1-3. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて財源の確保に努め、必要な対策を実施する。(保健福祉部、総務企画部、関係部局)

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言※の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部(図1参照)を設置する¹⁸。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹⁹。(保健福祉部、総務企画部、関係部局)

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する²⁰。(保健福祉部、総務企画部、関係部局)

¹⁶ 特措法第26条の2第1項

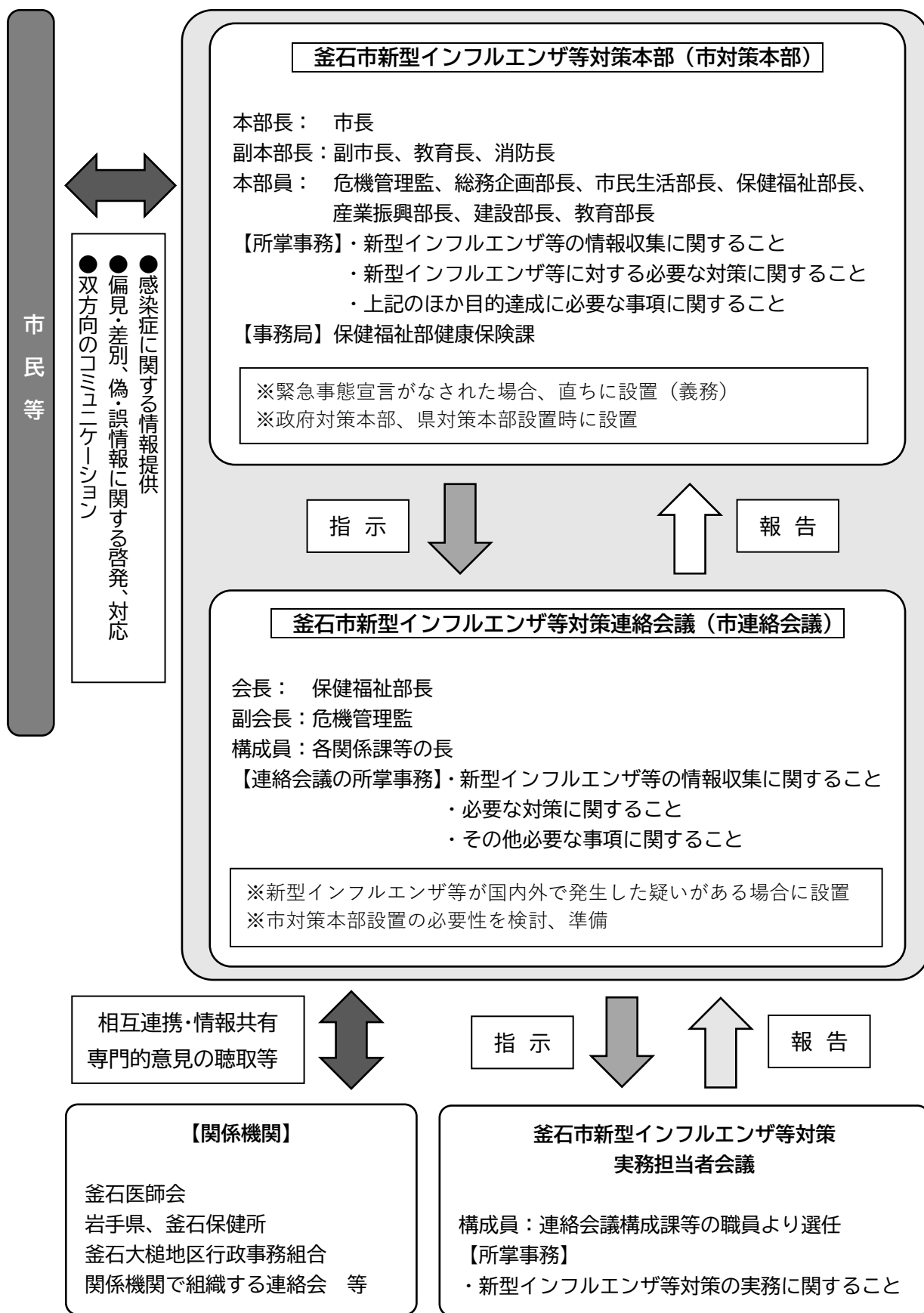
¹⁷ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

¹⁸ 特措法第34条及び第35条

¹⁹ 特措法第36条第1項

²⁰ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

図1 釜石市新型インフルエンザ等対策実施体制



第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²¹

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション※に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

(2) 所要の対応

1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

次の取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(保健福祉部、関係部局)

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、国、県、市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(保健福祉部、教育委員会、関係部局)

²¹ 特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(保健福祉部、関係部局)

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック※の問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。(保健福祉部、関係部局)

1-1-4. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(保健福祉部、関係部局)

第2節 初動期～対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、決定のプロセス等も含め、市民等に対し、次のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準

備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体（市広報、市ホームページ、市公式 SNS 等）を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（保健福祉部、総務企画部、関係部局）

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性の向上のため、政府関係省庁、県、市、指定（地方）公共機関の情報等について、市公式ホームページ上に、必要に応じて集約の上、総覧できるウェブページを作成し更新する。（保健福祉部、総務企画部、関係部局）
- ③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を経由又は直接、市民や事業者に対して情報提供・共有を行う。（保健福祉部、関係部局）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置し、国が作成した都道府県及び市町村向けの Q & A 等に基づき適切な情報提供を行う。（保健福祉部、関係部局）
- ② 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（保健福祉部、総務企画部）

2-3. 偏見・差別等への対応

市は、市民等に対し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。（保健福祉部、関係部局）

第3章 まん延防止²²

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、市民から有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、平時から市民や事業者等の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が設置する相談センター※に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(保健福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

市は国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(保健福祉部、総務企画部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。

また、国が検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、必要に応じて対策を切り替えていく。

²² 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。

(2) 所要の対応

市は、国や国立健康危機管理研究機構（J I H S）※、県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び県民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

3-1. まん延防止対策の内容

国が発令する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等に基づき、市ホームページ、防災行政無線や SNS 等を活用して、県境をまたぐ移動の自粛（特に感染拡大している地域との往来）、日中も含めた不要不急の外出（医療機関への通院、食料・生活や健康の維持のために必要な場合を除く）、感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛等の協力を市民に対して要請する。

また、必要に応じて、市内公共施設を休館にし、市民同士の接触の機会を減らし、市民が感染するリスクの低減や、クラスター発生の予防等の感染防止に努める。（保健福祉部、総務企画部、危機管理監、関係部局）

3-1-1. 市民に対するまん延防止対策実施の協力の依頼

市が緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等の措置区域外の場合においても、近隣の市町村、又は通勤、通学で市民が往来する必要がある区域が措置区域に指定された際には、上記のとおり市民に対して協力を依頼することを検討する。（保健福祉部、関係部局）

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて、その徹底を要請する。（保健福祉部、関係部局）

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、患者や濃厚接触者※への対応等に加え、人と人との接触機会を減らすなどの対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

市は、必要に応じて、県に対し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、強度の高いまん延防止対策を講ずることを要請する。

また、県独自の宣言が出されたときは、まん延防止対策への市民の理解促進に取り組む。（保健福祉部）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や J I H S、県による分析やリスク評価の結果や、国及び県が発出するまん延防止対策の方針に基づき対策を講ずる。（保健福祉部）

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施する。(保健福祉部)

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、必要に応じ、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を検討する。(保健福祉部)

第4章 ワクチン²³・予防接種

第1節 準備期

(1) 目的

市は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、次の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(保健福祉部)

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> シリンジ、針 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 体重計（小児用） <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 担架・ストレッチャー <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を次に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・アンビューバック ・挿管チューブ（数種類） ・喉頭鏡 ・吸引機（チューブ） ・酸素マスク（ボンベ） ※医療機関が購入可能な医療用医薬品等は、医療機関の協力のもと接種会場への持参、必要時の迅速な供給が可能となるよう体制を整備する	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> フェイスガード <input type="checkbox"/> 使い捨てガウン 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）、蛍光ペン <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> クリアホルダー 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 受付用番号札 <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> PC（回線含む） <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 臥床接種用ベッド <input type="checkbox"/> 広報用モニター <input type="checkbox"/> 物品消毒用アルコール <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> ビブス等

²³ 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(保健福祉部)

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、釜石医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行う。(保健福祉部)

1-3-2. 特定接種²⁴

- ① 市は、国及び県からの要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の構築に係る準備を行う。(保健福祉部)
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。(保健福祉部)
- ③ 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(保健福祉部)

1-3-3. 住民接種※

平時から次の①から③までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国及び県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²⁵。(保健福祉部)
 - α 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよ

²⁴ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

²⁵ 予防接種法第6条第3項

う、次に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、釜石医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を行う。

- i 接種対象者数（表2参照）
 - ii 市の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、市保健福祉センター、体育館、市民ホール、学校、集会所、釜石保健所等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、釜石医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定（広報、個別郵送、ホームページ等）
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市、県等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

区分	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A－ (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、釜石医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、釜石医師会や医療機関等との協力の下、接種体制

が構築できるよう、事前に合意を得る。

- d 市は、接種会場の対応可能人数等を推計し、必要な接種会場を確保する。各接種会場については、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国のシステム等を活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住する市区町村以外での接種を可能にするよう取組を進める。
（保健福祉部）
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、釜石医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（保健福祉部）

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

市は、小児、妊婦及び高齢者の定期的予防接種について、ワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報に関し、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（保健福祉部）

1-4-2. 市の対応

市は、定期的予防接種の実施主体として、釜石医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。
（保健福祉部）

1-4-3. 他部署との連携

予防接種施策の推進に当たり、高齢者福祉や障がい福祉担当課等、医療関係者及び保健衛生担当課以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会等との連携強化に努める。（保健福祉部、教育委員会）

1-5. DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（保健福祉部、総務企画部）

- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。(保健福祉部、総務企画部)
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等の mismatchesが生じないよう環境整備に取り組む。(保健福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

準備期からの取組に基づき、関係機関と連携して接種体制を構築する。

(2) 所要の対応

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、必要と判断した資材について、適切に確保する。(保健福祉部)

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するため、国、県及び釜石医師会等の協力を得て、その確保を図る。(保健福祉部)

2-2-2. 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム(健康管理システム)を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(保健福祉部)
- ② 接種の準備に当たっては、保健福祉部の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務企画部と連携し、全庁的な実施体制の確保を行う。(保健福祉部、総務企画部)
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置し、必要に応じシミュレーションを行い、円滑な接種体制を構築する。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(保健福祉部、

総務企画部)

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は釜石医師会等の協力を得て、その確保を図る。(保健福祉部)
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、釜石医師会、近隣市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(保健福祉部)
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係機関と連携し、接種体制を構築する。(保健福祉部)
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。(保健福祉部、総務企画部)
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。(保健福祉部)
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ釜石医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について使用期限等の適切な管理を行う。
- (表1参照)

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、地域の医療関係者や消防機関と適切な連携体制を確保する。(保健福祉部)

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまで一時的に保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について事前に相談する。（保健福祉部）

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。

また、会場については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや車椅子利用などの要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（保健福祉部）

第3節 対応期

(1) 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係機関間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（保健福祉部）
- ② 市は、国からの要請を受けて、各市町村に割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（保健福祉部）
- ③ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県が中心に行う関係者に対する聴取や調査等により、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
- なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（保健福祉部）

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（保健福祉部）

3-2-1. 特定接種

国が、特定接種を実施することを決定した場合、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健福祉部)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(保健福祉部)
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(保健福祉部)
- ③ 市は、会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(保健福祉部)
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するとともに、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(保健福祉部)
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。(保健福祉部)
- ⑥ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
また、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、釜石医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(保健福祉部)

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(保健福祉部)
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。
また、市広報等による周知を行い、スマートフォン等の活用が困難な者に対して紙の接種券を発行し接種機会を逸することのないよう対応する。(保健福祉部、総務企画部)

- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知する。

なお、電子的に情報を収集することが困難な者に対しては、市広報への掲載等、紙での周知を実施する。(保健福祉部)

3-2-2-3. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(保健福祉部、総務企画部)

3-3. 健康被害救済

- ① 市は、予防接種健康被害救済制度※について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(保健福祉部)
- ② 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国が設置する審査会(疾病・障害認定審査会)において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。
 なお、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。(保健福祉部、総務企画部)
- ③ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市区町村とする。(保健福祉部)

3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(保健福祉部)
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。(保健福祉部)
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(保健福祉部)
- ④ 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(保健福祉部)

3-4-1. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(保健福祉部)
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施する

ものであり、接種時には次のような状況が予想される。(保健福祉部)

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。(保健福祉部)
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り速やかに公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、県が主催する研修等に参加し、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、業務量の想定、感染症危機管理に必要な物品の備蓄等を行う。

また、収集した感染症に係る情報を関係者や市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 研修・訓練等を通じた人材育成

市は、県と連携して感染症有事体制を担当する人員への研修・訓練を実施する。(保健福祉部、総務企画部、関係部局)

1-2. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から管内の保健所及び市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と必要な連絡調整等を通じ、連携を強化する。(保健福祉部、関係部局)

第2節 初動期～対応期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

(2) 所要の対応

2-1. 市民等への情報提供・共有の開始

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表やコールセンター等の相談窓口等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行う。(保健福祉部)

2-2. 有事体制への移行

- ① 市は、県が保健所支援本部を設置後、市に対する応援派遣要請があった場合には対応する。(保健福祉部、総務企画部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。(保健福祉部)

2-3. 健康観察※及び生活支援

市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター※等の物品の支給に協力する。(保健福祉部)

第6章 物資²⁶

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等²⁷

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ²⁹。（保健福祉部、危機管理監、関係部局）

- ② 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、釜石大槌地区行政事務組合に要請する。（保健福祉部）

第2節 初動期～対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。（保健福祉部、危機管理監、関係部局）

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態※において、感染症対策物資等の不足が見込ま

²⁶ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

²⁷ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

²⁸ 特措法第10条

²⁹ 特措法第11条

れる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携し、必要量の確保に努める。

また、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村等が備蓄する物資及び資材をお互いに融通するなど、物資及び資材の供給に関し相互協力するよう努める。(保健福祉部、総務企画部、危機管理監)

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保³⁰

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(保健福祉部)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(保健福祉部、総務企画部)

1-3. 物資及び資材の備蓄³¹

- ① 市は、市行動計画に基づき、「第6章 物資、第1節 準備期」で備蓄する感染症対策物資等※のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ³³。(保健福祉部、危機管理監)

- ② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(保健福祉部、危機管理監、関係部局)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障

³⁰ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

³¹ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

³² 特措法第10条

³³ 特措法第11条

がい者等の要配慮者³⁴等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。（保健福祉部）

1-5. 火葬体制の構築

市は、県内の火葬体制を踏まえ、市内において火葬の適切な実施ができるよう、必要に応じて調整を行う。（市民生活部、保健福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。（保健福祉部、関係部局）
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。（保健福祉部、関係部局）

2-2. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民生活部、保健福祉部）

³⁴ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル※予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(保健福祉部、教育委員会)

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(保健福祉部)

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁵やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育委員会)

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(市民生活部、産業振興部)
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(市民生活部)
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(保健福祉部、関係部局)

³⁵ 特措法第45条第2項

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁶。（保健福祉部、関係部局）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（市民生活部）
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（保健福祉部、市民生活部、危機管理監）
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。（市民生活部）
- ④ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（保健福祉部、市民生活部、危機管理監）
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（保健福祉部、市民生活部、危機管理監）
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例※が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（市民生活部）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（総務企画部、産業振興部、関

³⁶ 特措法第59条

係部局)

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(建設部)

釜石市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 15 日

釜石市条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、釜石市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 釜石市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、市長をもって充て、釜石市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(第 4 項において「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員、岩手県の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)の施行の日から施行する。

各部課の役割

担当部課等		役割
各部局等共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長から命じられる事務の実施に関する事 2 所管事務に係る新型インフルエンザ等の情報収集に関する事 3 所管施設等における感染対策及び機能維持・縮小・閉鎖等に関する事 4 所管行事等の開催・中止に関する事 5 市の業務の維持継続に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 各部局間の応援に関する事 8 関係行政機関及び他団体の協力支援に関する事
総務企画部	総合政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 DXの推進に関する事
	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務、参集状況の把握に関する事 2 職員の動員要請への対応に関する事 3 各課等の所掌事務の統括に関する事 4 業務継続計画の統括に関する事 5 市内在住外国人への情報提供に関する事
	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の感染対策、警備及び車両の運用に関する事 2 国からの財政支援の有効活用や財源の確保に関する事
	税務課	
	オープンシティ・プロモーション室	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症防止策の周知及び市民への適正な情報提供に関する事 2 報道機関への発表に関する事
	新市庁舎建設推進室	
市民生活部	まちづくり課	
	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届受理事務に関する事
	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の火葬及び埋葬に関する事 2 廃棄物処理及び清掃に関する事
	文化スポーツ課	
保健福祉部	健康保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部の統括に関する事
	地域包括ケア推進課	<ol style="list-style-type: none"> 2 新型インフルエンザ等予防接種の実施に関する事 3 コールセンター設置等に関する事 4 感染対策（咳エチケット、手洗い、マスク着用）の普及啓発に関する事 5 保健所との連携による疫学調査と接触者追跡調査への協力に関する事

担当部課等		役割
		6 臨時診療所開設の許可の申請・届出に関する事
	総合福祉課	1 社会福祉施設等の利用に関する事 2 介護施設等における状況把握に関する事 3 介護・福祉サービス継続提供に関する事 4 在宅要援護者（障がい者・生活保護等）、独居老人・高齢者世帯の把握と医療・生活支援に関する事 5 患者・家族への支援（心のケアを含む）に関する事
	こども家庭センター	1 保育所・こども園・幼稚園の罹患患者数の把握と感染拡大時の施設閉鎖に関する事 2 在宅要援護者（ひとり親）の把握と医療、生活支援に関する事
産業振興部	商工観光課	1 生活関連物資等の安定供給に関する事 2 商工業関係事業者への支援に関する事
	企業立地港湾課	
	水産農林課	
	国土調査推進室	
建設部	建設課	1 市道の管理及び交通機能維持に関する事
	都市計画課	
	下水道課	1 下水道処理施設の機能維持・確保に関する事
	水道事業所	1 水道水の供給確保に関する事
危機管理監	防災危機管理課	1 食料品や生活必需品の備蓄に関する事
	消防課	1 重症患者の搬送と感染防止対策に関する事 2 市対策本部との連携、連絡・調整に関する事
会計課		
復興推進本部		
議会事務局		
教育委員会	総務課	1 市対策本部との連携、連絡・調整に関する事
	学校教育課	1 小中学校への発生周知に関する事 2 児童生徒、教職員の罹患患者数の把握に関する事 3 感染の疑われる児童生徒の受診指導に関する事 4 感染拡大時の学校の全部又は一部の臨時休業に関する事 5 臨時休業中の教育供給体制に関する事
	文化財課	
	学校規模適正化推進室	

用語集

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にすることを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査の提供体制の確保や、宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (J I H S)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年 4 月に設立された。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
再興型インフルエンザ	かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
指定感染症	感染症法に基づき、特定の感染症が国民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定められる。その場合、まん延を防ぐために特別な対策が講じられる。
指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定(地方)公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に

	該当する事態。
新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等の発生時における措置や緊急事態措置などを定めた法律。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	県、市町村、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特例臨時接種	まん延予防上緊急の必要性があると認めるときに、都道府県または市町村が行う臨時の接種で全額公費負担。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態。
埋火葬の許可を要しない等の特例	新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の増加により通常の埋葬・火葬手続きが困難となる場合に適用される特例措置。厚生労働大臣が指定する地域・期間では、いずれの市町村でも埋火葬の許可を

	<p>受けることが可能となり、特に緊急の必要がある場合には許可を要しない取扱いが認められることがある。市町村は、これらの特例に基づき手続きを簡略化し、迅速な対応を行う。</p>
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
薬剤感受性	<p>感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
予防接種健康被害救済制度	<p>予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。</p> <p>給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。なお、住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。</p>
I C T	<p>Information and Communication Technology の略。</p> <p>情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやA I等が含まれる。</p>

釜石市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年●月 改定

編集・発行：釜石市保健福祉部 健康保険課

〒026-0025 岩手県釜石市大渡町3丁目15-26

TEL：0193-22-0179 FAX：0193-22-6375